

令和5年第1回臨時会

# 天栄村議会会議録

令和5年1月26日 開会

令和5年1月26日 閉会

天栄村議会

# 令和5年第1回天栄村議会臨時会会議録目次

## 第1号（1月26日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
会議時間の延長	34
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
招集者あいさつ	44
閉会の宣告	45

第 1 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和5年第1回天栄村議会臨時会

## 議事日程（第1号）

令和5年1月26日（木曜日）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集あいさつ  
日程第 4 議案第1号 天栄村農林水産物直売施設設置条例の制定について  
日程第 5 議案第2号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について  
日程第 6 議案第3号 工事請負契約の一部変更について  
日程第 7 議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について  
招集者あいさつ

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君	参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君

参事兼  
住民福祉課  
小山富美夫君  
産業課長  
黒澤伸一君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長  
北島さつき  
書記  
石井大輔  
書記  
芳賀信弘  
書記  
森歩

---

### ◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） 本日は公私ともにご多忙のところ、令和5年第1回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和5年第1回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和5年第1回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前11時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 大須賀 溪 仁 君

1番 北 畠 正 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 会期の報告。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前10時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和5年第1回天栄村議会臨時会の

会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1月26日、1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集あいさつ

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より令和5年第1回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに令和5年第1回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会では、天栄村農林水産物直売施設設置条例の制定など4議案についてご審議願うものでありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村農林水産物直売施設設置条例の制定についてであります。現在整備を進めている農林水産物直売施設が年度内に完成する見込みであることから、新たに設置条例を制定するものであります。

議案第2号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定についてであります。農林水産物直売施設の管理運営を行う指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 工事請負契約の一部変更についてであります。てんえいふるさと公園整備事業農林水産物直売施設新築工事請負契約の一部を変更するに当たり、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてであります。指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定、妊婦及び新生児に1人当たり5万円を支給する出産・子育て応援交付金事業費やふるさと納税事業費の増などにより、歳入歳出それぞれ3,321万2,000円を追加補正するものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） これで村長の挨拶を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 天栄村農林水産物直売施設設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 天栄村農林水産物直売施設設置条例の制定について。

天栄村農林水産物直売施設設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年1月26日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村農林水産物直売施設設置条例。

（設置）

第1条、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、農林水産物の振興と地域活性化を図るため、天栄村農林水産物直売施設（以下「直売施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条、直売施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称、天栄村農林水産物直売施設「季の里天栄」。

位置、天栄村大字大里字天房41番地2。

（事業）

第3条、直売施設においては、第1条の設置の目的を達成するため次の事業を行う。

第1号、農林水産物、加工品、民芸品等の販売に関する事。

第2号、飲食物の提供に関する事。

第3号、観光及び地域の文化、伝統、特産品等の情報発信に関する事。

第4号、その他第1条の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

（開所期間等）

第4条、直売施設の開所期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2項、直売施設の開所時間は、午前8時から午後6時までとする。

第3項、前2項に定める開所期間及び開所時間について、村長が特に必要と認めるときは、



これを変更することができる。

(使用許可)

第5条、直売施設を使用しようとする者は、あらかじめ村長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

第2項、村長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

第1号、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

第2号、施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

第3号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。

第4号、その他直売施設の管理上支障があると認められるとき。

第3項、村長は、第1項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第6条、村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、若しくは使用を停止し、又は使用許可条件を変更することができる。

第1号、使用許可の目的に違反したとき。

第2号、虚偽、その他不正の手段により許可を受けたとき。

第3号、前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

第4号、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第5号、その他管理上支障があると認められたとき。

(使用料)

第7条、第5条第1項の規定により使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を村長に納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条、村長は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第9条、納入した使用料は、還付しない。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条、直売施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であ

って村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第2項、前項の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て、直売施設の開所期間又は開所時間を変更することができる。

第3項、第1項の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合の第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用」とあるのは「利用」と、「村長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第11条、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

第1号、第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務。

第2号、直売施設の利用の許可に関する業務。

第3号、直売施設の施設の維持管理に関する業務。

第4号、直売施設で販売する農林水産物等の集荷に関する業務。

第5号、その他村長が直売施設の管理上必要と認める業務。

（指定管理者による利用料金）

第12条、第10条第1項の規定により、直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、村長は、適当と認めるときは、別表に定める額の範囲内において指定管理者が村長の承認を得て定める額を、利用許可施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第2項、前項の規定により利用料金の収受を指定管理者に行わせる場合の第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「村長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の規定の適用については、同条中「使用許可」とあるのは「利用許可」と読み替えるものとする。

（原状回復義務）

第13条、指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条、故意又は過失により直売施設の施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、第10条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合における天栄村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年天栄村条例第25号）に規定する指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

区分。使用料。委託販売。基本額。村内に住所を有する者、売上額の20%。村内に住所を有しない者、売上額の25%。村内に事業所を有する法人等、売上額の30%。村内に事業所を有しない法人等、売上額の35%。加算額。集荷を希望する者、売上額の10%。

直接販売。基本額。テナントスペースで販売する者、売上額の15%。テナントスペース以外で販売する者で村内に住所又は事業所を有するもの、売上額の20%。テナントスペース以外で販売する者で村内に住所又は事業所を有しないもの、売上額の35%。

備考、施設の使用に当たり、電気、ガス又は水道（以下「電気等」という。）を使用する場合は、この表に定める使用料に別途電気等の実費相当額を加算した額を徴収することができる。

提案理由をご説明申し上げます。

現在建設を進めております村農林水産物直売施設が今年3月末に竣工の見込みとなっていることから、当該施設の設置条例を制定するものでございます。

戻っていただきまして、条例の第2条、こちらにおいては直売施設の名称及び位置を記載しております。

第3条においては直売施設の行う事業を明記しております。

第7条においては直売施設の使用料について定めております。

議案書の6ページにもう一度お戻りください。

今回の使用料の設定につきましては、委託販売につきましては村内の方の利用料は従来の農林水産物等と同様の売上げの20%以内とし、村外の方は25%以内としております。これは当該施設が村の農林水産業の振興を図る目的としていることから、村外の生産者については5%を上乗せするものであります。また、村内法人は従来のその他の物品と同様の売上げ30%以内とし、村外の法人は35%としております。

加算額につきましては、免許を返納した高齢者等で集荷を希望する方に対して、売上げの10%を上限として加算するもので、こちらは原則村内の生産者のみを想定しております。

直接販売につきましては、テナントスペースで販売する者については売上げの15%以内とし、テナントスペース以外で販売する場合、村内の出店者につきましては売上げの20%を上限とし利用料を徴収し、村外の出店者につきましては売上額の35%を徴収することとさせていただきます。なお、電気、ガス、水道等を使用する場合については別途実費相当額を徴収することができるものとします。

条例の第10条にお戻りください。

こちらは当該施設を指定管理により管理を行わせることができるという旨を明記しております。

また、附則第1項においては施行期日、第2項においては指定管理者の指定の手続はこの条例の施行日前においても行うことができることを定めるものであります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） よく道の駅なんかに行くとキッチンカーなんか出ていますよね。それはどれに当てはまるんですか。あと、そういう場合は駐車場なんかでやっているとか、店の玄関の脇でやっているとか、キッチンカーなんかよく見えますけれども、そういう場合はどのように対応するののかも聞かせください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

キッチンカーにつきましては、別表、7ページのほうご覧いただければと思うんですが、直接販売の中の真ん中の欄で、テナントスペース以外で販売する者で村内の方については売上額の20%以内、村内以外の方については売上額の35%ということで、キッチンカーについてはこのように規定に当てはまるというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今の質問と同じなんですけれども、委託販売ありますよね。農産物の委託販売というのは、この表の中ではどれに含まれるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

農産物の委託販売につきましては、6ページの委託販売の中の村内に住所を有する者が売上額の20%以内ということと、村内に住所を有しない者については売上額の25%というようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今現在の季の里天栄の農産物の委託販売の手数料というか、使用料というのは何パーセント農家からもらっているのですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在の道の駅の手数料につきましては15%から20%というふうに聞いております。

なお、今の条例上では農産物に関しましては20%以内ということに設定するという事になってございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、15%から20%、あれですか、何か状況によって手数料が変わることですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

昔からずっとやられている方については15%というようなことで設定してあったんですが、今、今度新しく、どこの時期からというとあれなんですけれども、新しくなる方については条例の範囲内ということで20%にしましょうというようなことでやっているというふうに伺っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうしますと、4月1日からは村内の農家の方が出荷してそこで販売してもらう場合20%になりますよね。5%上がる。村外の方はこれ25%ですか。これは今納品している農家の方々、出荷している農家の方々とかにはもう話して了承してあるんですか。何か高いような気がするんですけれども。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在の出荷者の方に関しましては、今のもともとの既存の条例に準じて値上げをしていきたいというようなお話は、従前から今の振興公社のほうでされているというようなことは聞いております。また、こちら今度新しい道の駅になって、こういう状況が変わるとい

なことで、これについては生産者等に対する説明会等を開いていただいてご説明していただくようになるのかなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと、これ売上額というふうにあるんですけども、方法、やり方としては、出荷者、農家の方が自由に販売価格を決められるという方法なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

委託販売、出品するものについては基本的に農家の方が値段をつけられるものと認識しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今この近辺、近郊の市町村を見てみますと、須賀川に大きな「はたけんぼ」という直売所があります。白河にもあります、農協の。それから大信にもすぐ近くに直売所あります。結構あるんですけども、今、季の里を見ますとかなり農家の地場産品を集めるというのが少ないような気がするんですよ。そういう中で手数料を15から20%に上げるというようなことがありますと、農家の季の里に出荷する、品物を持ってくる方というのは少なくなるんじゃないですか。ほかの直売所との競争力という点で考えたら、ちょっと弱くなるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず近隣ということで、ファーマーズマーケットみたいなものはちょっと調べてはいないんですが、近隣の道の駅等々いろいろと調べさせていただいて、その中で高いものについてはやはり50%取っているような道の駅もある。これは極端な例でしょうけれども。ただ、大体平均的にやはり20%から40%程度取っているというような、安いところはもちろん安く設定しているところもあるんですが、最近できた道の駅等々についてはそのようなことで推移しているというようなことで、どれが正解だということもないんですが、一応このような形に設定していただきたいと。これがあくまでも上限でというようなことでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ほかの道の駅と比較してというふうに今、言われましたけれども、ここは道の駅は近くにあんまりない、ほとんどがファーマーズマーケット、そことの競争になると思うんですけども、その辺がまだちょっと私は理解できないということと、今、一番

最後に、これはあくまでも上限だというふうなことを今、おっしゃられました。じゃこれは使用料というのは、決めたけれどもこれじゃない、これよりも安くても構わないという話なんですか。それ2点どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

議案書の5ページ、第12条をご覧くださいなのですが、指定管理者による利用料金ということで、先ほどの第7条のほうにつきましては村のほうが直接行う場合にはこの料金をいただきなさいということなんです。指定管理を行わせる場合においては、別表に定める額の範囲内において指定管理者が村長の承認を得て定める額を利用許可施設の利用に係る料金とするということで、この料金を指定管理者の収入とするというように書いてございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、指定管理者が20%ではなかなか商品が集まらないから、そのときには村長に許可をもらって15%にしてもいいという条文ですね。分かりました。

あともう一つ、直接販売のテナントなんですけれども、売上額の何%かというふうに、15%とかと書いてあるのですけれども、これはあれですか、例えば場所によって定額で、例えば1日貸すとか1週間貸すとかという定額で決めるというわけにはいかないんですか。というのは、売上げというのは申告になるわけでしょう。そういうふうなことを考えると、例えば定額であれば来た人は一生懸命サービスしたり、一生懸命売ってくれたりというふうな話で、売ったら売った分もうかるというふうなことで、本当の場所代というふうなことでもらったほうがやりやすいんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちら直接販売のテナントスペース以外でという部分で売上額の20%、35%と決めているわけですが、ただいま定額でいただければよろしいんじゃないかというようなことで、我々のほうでもそういったことも協議させていただいたんですが、やはり業種によっては、定額とした場合に、結局物によってもそうなんでしょうけれども、売上げが上がればいいんでしょうけれども、なかなかそこに至らないなんていうこともあり得るのかなというようなことで、であればやはり売上額に対してパーセンテージを取るのが、何というのかな、均等というか、良いやり方なのかなということでこの案で進めさせていただければということでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これについては、普通はどこに行っても、テナント料というのはきちっと決まっているべきだと思うんです。例えばテナント入る場合に、もうからなかったからというのを家主がおもんばかってやるというのは、やっぱり商売としてはよろしくないんじゃないかな。例えば3万だったら3万の場所代払って、それ以上もうかった分は自分のもの、もうからないときには赤字を出しても3万円払う、ショバ代を払う、そういうふうな取決めでないと、やる人も熱も入らないし、何かそういうふうに思いますよ。これはちょっと考えていただきたいなと思うんですけれども。

例えば1日来て、さっき言ったキッチンカーで1日やる。この場合にはスペースどのぐらい使うから1日幾らだと、もう決めちゃう。その人たちに売上げの何%がとかってやったら、借りる人もいまいち身が入らない。やっぱり責任を持って借りるんだからきっちり場所代は払うぐらいの心意気を持ってやってもらうというふうなことでないと、何かお役所仕事じゃないかなと思うんですよね。その辺これ考え直してもらいたいです、私は。どうですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほどお話しした内容で、売れなかったらというようなことお話ししましたが、決して借りていただく方の事情をおもんばかったというわけではないんですが、やはり均等に売上げの中からお金をいただいたほうがより出店者に関しては理解が得られるのではないかなという思いからこのような形にさせていただきました。ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私は理解できません。私は違うほうが絶対いいと思います。でも、これは幾ら言ってもあれなんで、一応これで質問は終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。質疑ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。



[発言する声あり]

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今の直接販売の基本手数料は反対ですので、定額で決めるべきだというふうに思います。

○議長（服部 晃君） 次に、賛成者の発言を求めます。

賛成者いませんか。

ほかに討論ありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私も小山議員が言っているように定額で決めたほうがいいとは思いますが、だけれども、今までのやり方でもう始まる段階に来ているから、一応は賛成しますが、やはりこれはもう少し、この後もちよっと質問ありますので、検討する余地があると思うんです。今回はこれで通しても、もう一回検討させていただきたいなということなんですが、一応は賛成です。

○議長（服部 晃君） ほかに討論ありませんか。

それではこれから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立お願いします。

[起立多数]

○議長（服部 晃君） 着席をお願いします。

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第2号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農林水産物直売施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年1月26日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農林水産物直売施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、西牧達夫。
- 3、指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由のご説明を申し上げます。

現在、建設中の天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の募集については令和4年12月8日から令和5年1月10日の約1か月間実施いたしました。応募者は株式会社天栄村振興公社、1社でございました。去る1月20日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に同社が選定されたものでございます。指定管理期間については令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間です。指定管理料につきましては年額で990万となります。

なお、議案説明資料として指定管理者の指定申請書を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 指定管理者の代表取締役、西牧達夫さんですか。この人の履歴書というのがないんですけども、どのような方なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

社長の西牧達夫さんに関しましては、ヨークベニマルの店長をされていて退職された方というふうに伺っております。

○8番（熊田喜八君） 年齢は。

○産業課長（黒澤伸一君） 年齢は66歳。

○8番（熊田喜八君） お住まいは。

○産業課長（黒澤伸一君） お住まいは須賀川市です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ヨークベニマルの元店長さんですか。66歳。そうすると、こういう直売所とかそういうのに適している方ということですね。

村長さんも知っていると思いますけれども、前に私がお友達に桃のお土産をやったときに持っていったらば、私も買ってきたら桃の裏が腐っていたんですね。だからやっぱりそういう維持管理、あと品物の管理とかちゃんとする、ベニマルの人だったらそういうのはノウハウ知っていると思いますので、別に反対しませんが、どういう方になっているのかお聞きしたかったので、ヨークベニマルの元店長さんとなれば、品物の維持管理とか接客とか大丈夫だと思いましたので、一応その辺を質問しましたので、今後そういうふうな、生ものを扱っているのですその辺を気をつけるように振興公社のほうにもくれぐれもよろしくお願いします。

以上です。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

（午前11時43分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時43分）

---

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 振興公社の令和5年から3年間の収支計画書出ております。この中でちょっとお尋ねします。

まず、6ページ開いてください。

この人件費は現在いる従業員は同じということですか。増やすんですか。減らすんですか。同じなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今現在の従業員の組織図というのがこちらの資料の10ページについてございますが、これからオープンに当たって必要に応じて増やしていくというようなことだと思いますが、ただ、当然それは振興公社さんのやり方もあるでしょうから、その辺については確認しておりません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 1つ聞きたいのは、これに役員の報酬も入っているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの人件費については役員報酬も入っています。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長はこの内容について十分承知しているんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私も確認はさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長は役員になっているから当然この資料については説明を受けて検討されていると思うんですが、これ何で令和5年、令和4年のやつは確かに決算は出ていないわけですけども、ある程度の数字をつかんで見込みで出してくれればよく分かるんですが、前の令和3年の決算書つけたって、これではなかなか見比べできますか、素人に。これ見てこのやつをつくったということなんでしょう。これが参考になると思うんですが。これはあれが入っているんですよね、キャンプ場。キャンプ場の決算書からキャンプ場抜かなきゃならないわけですよね。この決算報告書は令和3年のだから当然キャンプ場が入っているわけです。キャンプ場ちょっとこれが分からないんですよね。

それにしてもキャンプ場の人件費ちょっと、課長、分かりますか。人件費でいいです。役員報酬は別だから。一緒だから。キャンプ場の人件費どのくらいかかったか教えてください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時48分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

皆さんに申し上げます。昼食の時間ですが、あらかじめ時間を延長して行いますので、よろしく願いいたします。

（午前11時53分）

---

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきましてありがとうございました。

昨年度の令和3年度のオートキャンプ場の給与手当ということで、こちらが901万6,197円というようなことになってございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） いいですか、じゃここを見てください。24ページ。

24ページで役員報酬含めて人件費と係るもの、福利厚生費まで見ますと、キャンプ場の900万抜くと4,898万5,000円なんですね。これだけかかっているのに、この書かれているやつが3,851万。1,000万も少ないんですが、これ村長、やっていけるんですかね。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） これでできるというようなことで上がってきていますので、そこら辺は間違いないと思っています。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） まず、私の言っている説明が間違っているかどうか、ちょっと確認したいんですが、ちょっと時間いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前 11時56分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 零時01分)

---

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それではもう一回執行部に聞きますが、村長に聞きますが、これでやっていけるということでもいいんですね。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） はい、これでできるということによろしいです。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは指定管理者制度ですから、赤字になれば自分で持つということを、今度の新しい社長はこういうのを理解しているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 今ほどお話しいただいた人件費についてはその対応をしておりますが、今の物価の上昇等々、電気代等も今後はあるものですから、その中で判断をしていくというようなことで私は理解をしております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今日渡されて今見てですから、そっちのほうまでやりたいと思ったんですが、電気料だのそっちのほうそんなに変わらないですよ。ただ、これあくまで、これ

キャンプ場のやつが入っているから分からないんだよね。だから少なくなることは確かなん  
でしょうが、今、電気代でも何でも上がっているのに、ほぼ変わらないようなやり方でやっ  
ているんですが、この計画書、本当に私は心配しているんですよ。後から金くれなんていう  
ことは言わないということですね。その辺確認しておきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 以前、全員協議会の中で指定管理料についてはご説明をさせていただ  
きましたが、1年確認をしていかないとなかなかつかめない状況もあるもんですから、その  
中で判断をさせていただきたいというようなことで、これはもう最低限かかる費用というよ  
うなことでのお示しでございます。今後は世界情勢や、いろいろな情勢があるものですから  
この1年間やった中で判断をさせていただきたいというようなことでご理解をいただければ  
と思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 理解しろと言われてもお金に絡むことだから。ただ赤字になったから、  
これから始めるわけだから、電気料だ、水道料だのちょっと合わせて見ていないんですが、  
電気料だって上がるわけでしょう、これから。水道料だって上がるわけでしょう。そうした  
らそういうものをきちんと見ているのかなと思っているんです。後から世界がどうなるか分  
からないと言うけれども、世の中の状況どうなるか分からない、それは誰も分からないです  
よ。ただ物価は上がるということは村長だって知っているとおりでと思うんですよ。

ただ、村ではここでこれだけ決めるとすれば、990万で打ち切りだよと、人件費も駄目だよ、  
人件費なんていうのはこれ本当に500万も少なくなっていて大丈夫だ、やっていけると言う  
んだから、ということはもう役員は増やさないし、今の人数でやっていくということでもいい  
のかなということ1つと、とにかく水道なり電気料はすごく上がるということはこの計画つ  
くるときに頭にあったんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

電気料のことにつきましては、今回990万の中に、この道の駅で使う共用部分の電気料に  
ついてはこの990万に入っておりまして、そのほかの部分で、今までは道の駅に対しては指  
定管理料というのはお支払いしていなかったわけです。なので、その分を引いていただいた  
ものを上げていただいているということと、それから、これから上がる部分の値上がり幅と  
いうのはなかなか正直読めないものですから、そこら辺は多少上がるというような部分で見  
越してはおりますが、今現状の中で一応これは算定させていただいたということで、先ほど

村長からも話ありましたが、電気料が上がって当然その部分でマイナスになるということであって、また私どもの村のほうから出しているその共有部分についても上がるということであれば、そこはまたちょっと議会のほうへもご相談させていただければと思います。

- 議長（服部 晃君） 皆さんに申し上げます。ここで昼食のため休議いたしますが、セミナー終了後再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。ないですか。じゃ、そのように決定させていただきます。セミナー終了後ですから、3時半か4時になると思うんですけども、よろしく願いいたします。

これで休議いたします。

（午後 零時07分）

- 
- 議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 3時50分）

- 
- 議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

- 6番（揚妻一男君） 先ほどの件ですが、村長にもう一回お伺いしたんですが、この収支計画書でやっていくというような話でございます。人件費あまりにも低いんじゃないかと、大丈夫かなと思ったんですが、これでやるというようなことでございます。これらの内容については現場の社長はじめ、天栄村の知識人である方2名がここの会社の役員になっているわけでございます。この中で決めたことですから、よく精査して自信を持った計画書として認定されたと思います。

そこで、令和5年度の新しいこの直売所、これはこのような計画で進めていくことには間違いはないですか。

- 議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） この計画で進めることに間違いございません。

- 議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

- 6番（揚妻一男君） ということは、ここに指定管理料、6ページ見ていただきたいと思いますんですが、指定管理料990万載っております。最初、村長はこれ900万くらいというような話をしたんですが、90万上げたような気がするんですが、全員協議会の中でこのような話をしたのはちょっと覚えておりますが、90万上げたようです。

しかしながら、この指定管理料、指定管理者が決まったんですが、普通これ、指定管理者を決めるときにこの管理料と併せて決めることじゃなかったんでしょうか。

- 議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、募集の要綱の中で今回に関しましては990万以内でというようなお話で募集をかけさせていただいていますし、以前も募集の際にうちのほうからの金額をご提示して、その中で応募者が幾らで書いてくるかというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 990万の応募のときに書いてあるということですが、この990万、この内容、明細、どのようにしてこの990万出たか、その内容について教えていただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料の積算の根拠でございます。こちらにつきましては、まず今回新たに集荷業務を行うというようなことで、こちらの職員の人件費のおおむね半分、それからもちろん道の駅というようなことでこれから運営していくわけでございますので、いわゆる売り場に関係ない、トイレであったりそういった公共の用に供するもの、部分についての光熱水費、それからトイレに係る部分のトイレトーパーだったり洗剤であったりという部分の消耗品、それから道の駅のWi-Fiの通信料、そしてトイレ、駐車場、そういったものの清掃費用が必要になるかと思えます。こちらの清掃費用、そういったことを鑑みまして募集の際に指定管理料の上限額を990万と定めたものでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その内容、細かくその数字を教えてください、数字、積算した。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、今ほどご説明した内容の細かい部分になりますが、まず、集荷員ということで、この方のおおむね1年分の人件費の半分というようなことで145万8,000円。1,000円未満は切り捨てさせていただきます。それから、福利厚生費として社会保険料23万7,000円。それから電気料、先ほど申しましたがあくまでも公共に供する部分の電気料の案分でございます。こちらが219万、それから水道料が53万2,000円。それから消耗品費等、トイレトーパーとか洗剤とかそういったもので96万円。それから公衆無線LANの費用ということで16万1,000円。それから消防設備の保守点検料として1万2,000円、機械警備の委託料として5万1,000円、こちら先ほど申し上げたトイレ等公共の用に供する部分でございます。それか



ら、トイレ等の清掃費及び駐車場の見回り費というようなことでこちらは378万円。それから、浄化槽の抜取り清掃として78万1,000円。

こちらを合計いたしますと992万1,000円にはなるんですが、ここを10万円単位として990万ということで設定させていただきました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、このトイレの清掃というのは、もうこれは委託しちゃうということですか、これは全部。もう季の里のほうではやらないと、直売所のほうではやらないと、従業員はやらないと。清掃を頼むということで、まるっきり別個というようなことでよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

トイレ、駐車場の清掃等につきましては、こちらのほうからそれに見合う委託料として積算させていただいて、新しい指定管理者さんのほうでほかのところに委託されるというふうを考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これらの金はこれからずっとこれはもうつながると思うんですよね、必要経費だから。だから今トイレなんかは頼むといってもかなりの金だから毎日何回か来て清掃するということなんですか。役場の清掃みたくほかに頼んでいて午前中、午後とかに2回なり3回なり掃除するということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

道の駅のトイレ清掃に関しましては1日朝昼晩と3回というようなことで掃除、そしてまた、駐車場の見回りを1回というようなことで算定しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、トイレ、駐車場の管理というのはもう委託するということですね。ほかの業者に委託するということですね。全然もうあれなんですね。道の駅、季の里のほうでは関係ないということではないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでもこちらは指定管理料の中に含まれた部分でございますので、指定管理料として

新しい指定管理者のほうにお支払いしますので、想定としては指定管理者さんが受託業者さんと契約をして行っていただくような考えでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。指定管理料ということで分かりました。

だけれども、これまた最初に戻りますが、この990万というのはまだ議会での承認ももらっていないと思うんですが、これはいつ承認をいただく予定なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料も含めまして今回の指定管理者の指定というようなことをご提案させていただいておりますので、こちらのほうを併せてご審議していただければと思っております。今回の。

すみません。次の補正予算の中の債務負担行為の中でお諮りしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ一緒にやらないで補正予算でやって、補正予算で否決くらったらどうになってしまうのか。このやり方でいいのかな。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

これまでも指定管理の議案と一緒に、通常ですと3月の議会に提案させていただいておりますので、指定管理料の予算を翌年度の当初予算、そこに計上して、残り2年分については同様に債務負担行為を設定して3年間の予算の議決も併せていただいているということで。今回当初予算ということでは計上できませんので、3年分債務負担行為ということで設定をさせていただきたいということで、同一の議会に指定管理の議案とあと予算の議案をご審議をいただくということで今までどおり、3月定例会、臨時会は別としましても同一の議会に併せてご審議をいただいているということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 当然、ここで指定管理者を決めているときに、やっぱり3年契約なんだからここでそこまで審議しておかないと。今回は幾ら上げたんですか、これ補正予算で上がっているのか。どこに上がっているのか。

このようにしているんだけれども、同一審議はしないんだ、これは。債務負担行為も3年間ということが縛りがあるから一緒には上げられないんだ、一緒には審議できないんだ、これはこれでしなきゃならないと。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理の指定の議案と、あと予算の議案とはまた別ですので、こういう形でご審議をいただくということになります。同時にということですので、今までも同一の議会の中でご審議をいただいているということになっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは指定管理者が決まるときに、指定管理者をここで990万で決めましたと、だけれどもこれは3年間続くから債務負担行為で後からここに3年分の2,970万を上げるのが普通じゃないのか。こっちで書かないでいて後から金額を決めるというのは、それはおかしくないのか。これが正式なやり方なのか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理者の指定に関する議案、ご審議いただく、ご決定いただく内容につきましては今上程しております内容、指定管理を行う施設の名称、それから指定管理となる団体の名称、それから指定期間、この3つを議決いただくということになっておりまして、指定管理料につきましてはご審議の際の参考の数字ということで、議案には明示せずにご審議をいただくということで、今回の出しているこれが正式な形態の議案となります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あんたの言うこと俺何だかよく聞こえないんだ、何言っているのか、さっぱり。

こういうこれが今のやり方が正式なやり方なのかと、それとも前に決めたとおりにここに金額を書くのが正式なやり方なのか、どっちなのか、どっちが正式なのか。今のやり方が正式だと言うならそれはそれでいいんだけども。どっちなのか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

このやり方が正式なやり方でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、指定管理者決めるときに金額決めていいということか。そうなるのか。指定管理者を決めるときに管理料幾ら出すか、幾らもらうかを決めないで、俺らに議会では承認しろということなのか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議案としてお出しする内容はこの3項目なのですが、これ以外にご審議いただく内容としてはもちろん指定管理料もご審議をいただきますが、議案として、議案に明示してあるのはこの3項目であって、指定管理料については審議の中での説明事項ということになってしまいうんですが、そこでご審議をいただいてご了解をいただくという方法で今までもやらせていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） おかしいんじゃないのか。だって今まで、指定管理料こればかりじゃないけれども、金額分らないで我々は、じゃいいですかと、はい、いいですというような、そういう審議か。だって金額分らないで後から決めますという話はちょっと筋が違うんじゃないのかな。それがいいんだと言うのなら、法的に問題ないと執行部が言うのならそれで仕方ないと思うけれども、間違いないのか。やり方間違いでないのか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

方法としてはこれが間違いない方法でありまして、その委託料につきましては予算の中で含めてご審議をいただくことで今までもやっております、これまでですと、3月に指定管理の議案と、それから指定管理料を含んだ予算の同一の当初予算1年分がその年の歳出予算に上がって、残り2年分は同じように債務負担行為を設定するというような予算をもってその金額はご承認をいただいているということでございます。今回につきましては単年度の数字は出てこないんですが、この後の議案の債務負担行為の補正という中で3年分2,970万円でご承認をいただきたいというようなことで上程をしているという内容でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それで間違いないと言うのならそれでいいと思います。ただ、けれども、後から管理事業で議会で承認もらえないということもあり得るんじゃないのかなと思うんですが、そのときは変更はあり得るということでよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ご承認をいただくべく丁寧なご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 丁寧な説明をしますということなのですが、何か本当に内容を知っていて説明しているんですか。大丈夫なんですか。さっきの了承はしたけれども。この内容で大丈夫なんですか。副村長がそう言っているけども。村長が言わないで副村長がそう言っているけれども大丈夫なのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） これまでも指定管理につきましてはスキー場、キャンプ場もありましたが、そういう形で進めてきたものですから、こういう方法でまた進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 取締役がそういうふうにするんだから、分かりました。

ただ、これ1つお願いがあるんですが、指定管理者でこれだけの金くれているんだから毎年の年度ごとの決算書は議会に提出してくれるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） これまでも決算書は提出していただきましたので、また同じくしっかりと提出はしていきます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今までどおりということですが、オートキャンプ場、あそこも金出しているわけだから、あそこも議会のほうに決算報告書は出してくれるということで理解してよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） はい、村との指定管理を結んでいるところについては皆同じ対応でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりましたが、ちょっと心配な点がございまして、村長のほうに伺っておきたいのですが、あくまで道の駅、季の里の直売所のほうは委託が本筋だったわけですね、委託業務がね。ただ市場からの、道の駅として直売所としてやっていくために市場からの仕入れ等も改良して整備して売っていたということなのですが、最近何か買入れが増えていて、買入れ、市場のものじゃなくて一般のやつが買入れが増えていて。買入れして仕入れしたということは、もう自分の直売所のものだから、売れなきゃそれだけ廃棄処

分しなきゃならない、その分それだけマイナスになってくるというようなことですが、その辺はどのように村長は考えているのか。今までのとおりに何か仕入れ、みんな預託でいろいろなもの出ますよね、お店屋さんとか。それも預託でいるんだけど、買入れしていったら、売れなかったら直売所の損失になるような気がするんだけど、そういったことはどういうこと考えているのかな。みんながそういう買入れしてもらえらんだったら、一般の農家だって買入れしてくれと、売れなかったら返すぞじゃなくて買入れしてくれということになってくるんじゃないかなと思うんですが、そういった事業のやり方についてどう考えているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

村の農林水産物直売施設でございますので、生産者のものを委託販売のメインにしてきまして、あとは村内で生産している方々のものも、これも委託販売、どうしてもこの農閑期なりこの端境期には、足りないものについて、あとはない果物などについてはこれまでも市場からの仕入れを行ってまいりました。極力私も競合しないようにということでこれまでもお話をさせていただいて、まずは地元の方々優先ですよというようなことでしてきていますので、今後もこの進め方、やり方は崩さないで、どうしても足りないもの、また学校給食とか施設にも食材を納品しているものがあるものですから、そういったものは市場等で対応しながら、なるべくロスがないような形でもっていく方向でやっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それは、今までやってきたことはそれでやっていたんだけど、そのほかのもの、例えば業者なんか入って、業者の品物を買取りして売ることが増えているという話を聞いているんです。その辺はどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今、ご指摘を受けたので、増えているということは、私もまだそこまでの確認はちょっとしていなかったんですが、それについて早急に確認した中でお答えをさせていただきたい。今までどおり私は進めてきているというようなことでの認識でしたものですから、今、議員のご指摘については確認をしてからご報告したいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その辺よく見ておかないと、片方のものは業者から買入れすると、片方のものは預託で売れなかったら返すよというようなやり方では、特に農産物についてはもう傷んですぐに駄目になっちゃうからもう廃棄処分されると思うんだけど、お菓子なり

何なりそういうのは長持ちするというのもあると思うんですが、中にはお酒なんかは買取りでないと駄目なんだというような話もあるけれども、そういうのは別として、どこにでもある、議長もお菓子屋さんでお菓子を預託で売っていただいて買取りでないだろうし、委託されているだろうし。そういうものが、ほかのものは買入れしているというようなことがあったんではおかしいんじゃないかなと。ほかの人だってみんな買取りしてもらいたいわけですよ。売れなきゃこっちで自分で処分するほかはないと。

そういうことがあるから、そういう不公平なことがこの指定管理者制度の中できちんと決めておかないと困るんじゃないかなと思います。片方は買取り、片方は委託と。なるべく委託なら委託でやるのが筋じゃないですか。それをどんどん買取りして、すぐに売れるならいいですよ、売れるものなら。売れなくて在庫残って賞味期限切れれば廃棄するしかないわけです。そういうのが数多く出てきたときには困るんじゃないのかなと。そういうところを注意してやっぱりよく指導しなきゃならないんじゃないですか。

ですから、私、今度来られた社長さんについてはよく知らないんですが、村長はどういうことで社長として依頼をしたのか。社長に来ていただいたときにどのような指示をされたんですか。どのような仕事してくれということをしたのですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、振興公社として地元の振興発展のために、地元の農林水産物直売施設、ここを介して農家の皆さんやあとは村内で生産している方々の利益につながるような形で進めていきたいと、そして、今ほどご指摘のあったようなことがないように、公平性を持って対応していただきたいし、それから、これからはあそこが、道の駅がリニューアルした中では村民の皆様がそこで1日を過ごしてまた物を買っていただける、そういう地元の方々に愛される施設として発展できるように努めていただきたい、社員の教育にも努めていただきたい、その他いろいろ協議はしましたが、まずは村にとっても、そして村民の皆様にとってもいい施設となるように、これまで培ってきたノウハウを生かしていただきたいというようなことでお話をさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この前も言ったんですが、やっぱりあそこやるのには、今度大きくしてもう1,000万近い、990万の今度委託料も出すようになったわけですよ。それだけに頑張っていたかなきゃならないわけですよ。だからやっぱり利益を上げると。利益を上げるといっても、従業員にきちんとしたというか正当なる対価として給料が支払われるようになるようお願いすることが一番大事じゃないでしょうか。やっぱり売上げを上げて利益を出す、

給料も高く出すと、そこにいかないとなかなかやっていけなくなるんじゃないですか。

だから、私はこの給料少なくなっていて大丈夫なのかなと思うんです。前より減らして。やるというんだから、それでやってくれるならそれにこしたことはないんですが。だから、そこなんですよ。一番大事なところ。やっぱりもうけてもらわなきゃならないということが、ただ農家のために農家のためには言うけれども、それも大事だけれども、一番根本的なことはやっぱり売上げを上げて集客をすると、集客すればおのずともう物は売れるわけだから。

その辺、村長、代表取締役としてきちんとやっていかないと、やはり内容も見ながら、ただほかの業者がどんどん来ちゃってみんな買入れして、買入れの仕入れして、農家だけは売ったものだけだよ、あと残りは廃棄処分だからそれはお金になりませんよと。ただそれで一生懸命やったって片方で今度在庫残って売れなくなって廃棄処分する、そんなことをやっていたんではやっていけないんじゃないですか。その辺よく目をちゃんと開けて見てください。村長、俺知らなかったではなく、自分でもう一回行って見てみてください。どうなんだか。その辺をよくやって、とにかくこの道の駅を早く軌道に乗せていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 9ページ見てもらおうかな。

自主事業計画書の中で、その他の事項で先ほどから何回も出ている生産者集荷業務ですか、事業内容としては、生産者の高齢化に伴い道の駅季の里天栄のスタッフによる集荷業務を行うと、この内容等詳しく説明願います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

生産者集荷業務についてでございますが、こちらにつきましては、新たに道の駅がリニューアルされることによりまして地元の農産物も多く集めたいというような意味合いもございまして、農家の方も高齢化してご自分ではなかなか出荷できないという方もいらっしゃると思います。そういった方のいわゆる所得の向上であるとか、そういったことと、そういったやる気のある生産者の方の物を、例えば免許返納されている高齢者の方とかそういう方に対して、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、多少手数料上乘せさせていただいて集荷をさせていただければ、道の駅についても地元の農産物も増えますし、また、自ら出せない農業者の方についても利便性を図れるのかなというような内容でございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） それは大体、全協のときに村長がちょこっと話をしたんですが、その



内容と、生産者を集荷してくれると、野菜なら野菜を集荷してくれる、それがどの辺までやってくれるんですか。例えば持ってきてバーコード貼って展示して、それが廃棄になったら下げてくれるのか、その辺です。ただ集荷するだけでは、バーコード貼りとか陳列は誰がやるんですか。それで10%取るということは結局30%になるわけです。出荷して20%、そして集荷して10%、30%。それで高齢者の人、出すかな。それで委託料と言ったか、さつき、指定管理者の中に業務をしてくれる人の給料145万何がし、それと雇用保険。そうすると、その集荷してくれる人はこの今のスタッフのほかに雇うということなんですか。それは指定管理者が委託するという事なんですか。その辺ちょっと詳しく。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、議員おただしの出荷の内容ですが、当然自宅に取りに行っていて、もちろんご本人はいらっしゃるわけではないのでバーコードの打ち出し、貼付け、そして陳列というものをやらせていただくというようなことになると思います。それから、廃棄についても、廃棄というか下げるのについてもやはりそちらに運ぶかどうか、廃棄するかというのを確認させていただいて、それは生産者の意識の中で決めさせていただくのかなというふうに思っております。

それからもう一つが、先ほど申し上げた、どこで新しく雇うのかというような話ですが、それは今いる振興公社のスタッフの方の部分をご所に充てるのかということなのかもしれませんし、また新たに雇用するのかもしれませんし、先ほど申しましたが、あくまでも丸抱えということではなくて、約半分の、ほかの道の駅のスタッフとしてほかの業務にも当然携わるわけですから、集荷の内容の案分を村のほうで指定管理料としてお支払いするというような考え方でございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） もう一点だけ聞きます。

それは今度新しい季の里ができる前に、もう私は免許証返上したからできませんのでお願いしたいというのは、募集というのか公募というのか、そういった案内というのか、それは当然出すだろうと思いますが、145万の指定管理料を取っているわけだから、たとえ1人でも3人でも5人でも同じということ、1人でも145万、その辺は大体このぐらいいますよということで見ているのかな。それともこれから募集して何人になるか分からないというところでやっているのかな。その辺ちょっと教えて。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも集荷業務についてはこれからの新規事業でございますので、当然これから指定管理を請け負う指定管理者のほうで募集であるとか説明であるとかチラシの配布とか、そういったものは行っていただくようになると思います。

先ほどの人数の話なんですけど、あくまでも私どもは1人分のお給料の約半分をお支払いするということなので、集荷につきましてはトータル的に誰がやるというのはその振興公社の判断になるかと思いますが、その中の1人の半日分くらいの業務であろうというようなことで算定させているという意味で、決して何人で幾らというような話ではないというようなことだけはご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 集荷することはいいことなんだ。今の直売所でも、先ほどもあったように、市場からの物が多いというけれども、今になれば大体生産者が出荷するのは限られていて、本当に今の店でも空いている状態があるようなところがあるんですよね。だから市場の物が増えるというのは、よく市場の物ばかりになっているという話も聞くんですけども、それは生産者が、例えば冬だったらいろんな夏野菜と違って量も少なくなるということで、直売所のほうも空くのはもったいないということで市場のほうから仕入れていると思うんですが、今の状態で空くということは、今度大きくなって約倍になるわけだから、そうすると今の生産者ではとても追いつかないと思うんだけど、その辺はどうか。それも指定管理者が今度新しくなったとき、それはその方が生産者を募集するということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

生産者の部分につきましては、私どもも先ほど来申し上げていますように、この施設というのは村の農林振興のために、農業者の方の所得の向上のために造る施設だと思っております。なので、そこは指定管理者さんにお任せするというだけではなく、今、村のほうでも営農指導員の方も雇っていますし、また農協さんであるとか普及所さんと併せて営農指導であるとかどのようなものをつくったらいいか、そういったことをご相談とか協議させていただきながら、指定管理者と一緒にそういった生産者の掘り起こし、そういったものをやっていきなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 新しくできて、生産者もみんなよかったなというような運営をしていただきたいと思います。

あと、もう一点だけ。それはまた指定管理になるのかな。先ほど言ったように、結局野菜

類だったら例えば3日くらいで下げられる、須賀川はその日のうちに下げるといことなんですが、季の里は二、三日の余裕あるんですが、それを下げて廃棄するということは、ちょっと聞いたんですけども、今時点で大体50万くらいかかっているらしいんですね。そうすると、その倍になるといこと100万、簡単に言えば倍だったら100万になるんですね。そういう無駄なことをする。ここにあるとおりにSDGsの活用で商品のロスのない道の駅となっているんですけど、その辺はどういった指導をするんですか、しているんですか。その辺、もう一点だけ教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

正直、何日間で下げているかどうかというのは私、今現在ちょっと把握していないんですが、ただ、今、議員おっしゃられたようにこれからフードロスのない時代、SDGsというようなことも求められておりますので、なるべく返したり廃棄のないように、傷んだ野菜はもちろん使えないとは思いますが、多少日が落ちてまだ食べられるものについては、例えばお惣菜に加工して使っていただいたり、中の食堂の食材にして使っていただいたりというようなことで、極力フードロスを減らしていくような指導を今後心がけていきたいなと思っております。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。了解です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 前の議会でも話あったんですけども、中にテナントスペース2区画でしたっけ、ありますよね。あれはもう決まったのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

テナントということですが、こちらについては昨年中に募集を行いまして、去る12月26日にテナント出店者の選考委員会というようなことを開かせていただきまして、2社選定をさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） その2社というのはどういう会社で、どういうものを販売している会社ですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、1店舗目がお米を使ったソフトクリームをメインに、それから例えばステッカーであるとかポストカードであるとかノートであるとか、そういったノベルティグッズを売っていきたいと、主はソフトクリームかなというふうに思っております。

もう1社がクレープ、こちらをやりたいということと併せてジェラートというようなことで、こちらも冷たいものとなりますが、こういったことで予定されているようです。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） もうこれは決まったんですね。これソフトクリーム、ジェラートってすぐ溶けるやつなんですけれども、同じ道の駅の中にいわゆる同じ系のテナントを入れるというのはちょっとびっくりしたんですけれども、これは何か意味があるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、先ほど申し上げましたが、1つはお米を使ったソフトクリームということで、そこのお店の特色を出したものの、それ以外のソフトクリームもあるのかもしれませんが。もう1社につきましてはクレープがメインと、それから、ちょっと私もよく存じ上げないのですがジェラートということで、ソフトクリームとはちょっと違う種類の、アイスには変わらないんでしょうけれども、冷たいものというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私、前にこの選考するとき、村も関与するんだろうけれども、実際にあそこを営業する振興公社にその選定を任せて自由度を、もっと自由に選考して、よりお客さんが来るような店舗を入れたらと言ったんですけれども、これ選考委員会やったということなんですが、これは村も入っていたんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

選考委員会のメンバーにつきましては天栄村の副村長、そして天栄村商工会の会長、それから天栄村ブランド化推進協議会の会長、そして道の駅季の里天栄の駅長、それから道の駅羽鳥湖高原の駅長さん、5名で審査員となっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、副村長にお伺いします。

この2社を選んだ理由というのはどういうことですか。どういう理由で2社が選ばれたんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この2社になった理由ですが、そもそもこの選考委員会に諮問された会社がこの2社だけでございました。複数あった中からこの2社を選んだということではなくて、応募が2社あって、その2社について選定委員会で審査をさせていただいたということでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、この2社の年間の、月ベースでもいいですけども、提出されている月の売上げ幾らかというのは、この前の議題でもやったんですけども、テナント料、売上げの、この場合は村内ですか村外ですか、売上げの何%か、15%から35%の幅があるんですけども、これも関係してくるので、月か年の売上げというものの想定、テナント業者からはこのくらいの売上げ見込んでいるみたいな計画書みたいなのが出ているかと思うんですけども、それは幾らくらいなのか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでもこれは開業当初というようなことで書いてございますが、1社につきましては売上高については年間374万円と。

○4番（小山克彦君） それは月ですか。

○産業課長（黒澤伸一君） いや、年間です。

○4番（小山克彦君） 年間ですか。

○産業課長（黒澤伸一君） はい。年間です。

○4番（小山克彦君） 374万、これはお米のほうですか。

○産業課長（黒澤伸一君） お米のほうです。

もう1社については月150万ですかね。こちらは月150万というようなことで書いてございます。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（服部 晃君） 皆さんに申し上げます。あらかじめ時間の延長をして会議を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

これによって時間を延長して会議を開きます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これ2社で随分違うんですね。片方は月150万売って、片方は年間で300万。そしてこれあれですよ。まず米のソフトクリーム会社というのはテナント料は売上の何パーセントで設定しているんですか。あともう一つのほうのクレープ屋さんのほうはテナント料何パーセントで設定しているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

テナント料につきましては売上げの15%以内というようなことになってございます。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 4時53分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 5時05分）

---

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、米のソフトクリームは年間の売上げ374万円ということなんですけれども、これあれですか、年間374万円というのと、単純に考えても人を雇って物品の販売とかというのは、人件費だけで飛んじゃうのかなと思うんですけれども、選考するときその辺は全く考えなかったんですか。もう2社が応募したからそれでオーケーということだったんですか。その辺の計画の信憑性、片方は月売上げ150万、片方は年間の売上げ375万、これはどう考えても私はよく理解できないんですけれども、それも含めて選考委員会の人たちは、よし、この業者に任せましょうということだったんですか。それを聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そのお米のソフトクリームの申請者につきましては、審査会でもこれで大丈夫かという話になりまして、申請者に事務局から申請内容について確認をいたしました。当初の見込みについてはこれで間違いないと、赤字になってもうちはこれでやっていくんだというようなお話でございました。

もう1社につきましては、違う道の駅でキッチンカーにおいて同様の販売を行っていた実績があって、その売上げをベースに積算をして申請をしておりますということで、こちらについては同様に頑張っていたいただきたいというようなことでもございました。

審査委員会におきましても赤字で本当に大丈夫なのかというようなことで議論はあったんですが、赤字になっても、法人ですのでこの計画内容でやっていきたいと、いずれは軌道に乗れば赤字も解消されるというような内容でございましたので、審査会としても、では了承をしたというような内容でございました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今回のこの季の里オープンまでに一体幾らかかっているのですか、村で出費した、土地を買って造成して建てて。そういう中で、道の駅のそのテナントというのは言ってみれば1つの客寄せのメインになるようなものだと思うんです。そのテナントの1つが年間売上げ375万で、その人に聞いたならば赤字になってもやる。じゃテナント料は全く入らないということでしょう。赤字でもいいから375万の15%は入るということ。

だから、本当に村としてお金をかけたこの道の駅で何ぼでも振興公社にもうけてもらう、もうけさせようということをやっているわけでしょう。ところが、選考委員会の人らは375万円ぐらいの利益しか計画できない、そういう業者をいとも簡単に選定して、やってください、やっていけばそのうち利益上がるでしょう。選考委員会も適当じゃないですか、それ。幾ら募集かけても2社しか集まらなかったからといって。そうしたらば空きスペースにして違うことに利用したほうがよっぽど有効に使えるんじゃないですか。私はそう思いますよ。副村長、選考委員会かなり適当じゃないですか。

ということは、逆に言うと、村もそんなに一生懸命考えていない、この道の駅季の里をもっと盛り上げよう、一生懸命お客さんを呼ぼう、そういうこと全く考えていないんじゃないですか。私はあきれましたよ、これ今の副村長の答弁聞いて。本当にがっかりしますよ。空きスペースにしたほうがよっぽどいいんじゃないですか。電気代だってかかるし。電気代とか考えたならばテナント料370万の15%くらいもらったってマイナスじゃないですか、電気代、水道代やったら。

恐らくテナントの契約というのは振興公社との契約になるんですか、それとも村との契約になるんですか。その契約というのはいつ交わすんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

契約につきましては指定管理者とテナント業者との契約になります。この内容につきましても今後お話しの上、オープンの時期、令和5年の5月末になると思いますが、その時期までに契約を結ぶような形になるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 村長、これまだ契約していないんでしょう、テナント。もうちょっと

考えたほうがいいんじゃないですか。これでよしやれということになるんですか。村長、これどう思いますか、今の各テナントの売上げの話聞いて。村長、知っていましたか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

私もその売上げではなかなか厳しいということで再三確認を取ったというようなことでございますが、またその新たなお米のソフトクリーム、まだまだ出回っていないのが現状でございます。それをどう売っていくのか、その可能性はすごくあるし、そのテナントに入る方はしっかりとした企業のところで内部留保もあり、それもまた今後天栄村の特産として売り出したいという、そういう思いもありますので、当初はなかなかそのやっばり読めないということだったと思うんです。それを今後は道の駅を通じながら、PRをしながら販売促進、また売上げも伸ばしていくというものでございますので、そこに期待はしたいなと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 期待はしたいということなんですけれども、やっぱり1番は利益を上げてもらってテナント料もらうというのが私は1番だと思いますよ。だからこれからまだ時間あるでしょうから、もうちょっときちんとした営業計画、そういうものきちんとしてもらって、やっぱり駄目だったら駄目だよと断っても私はいいと思うんですよ。米のソフトクリームだから期待するといっても、分かりませんがね。これもう一回、もうちょっときちんとしてデータを出してもらって考え直していただきたいというふうに思います。

以上でいいです。終わります。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 契約については振興公社になりますので、そこは精査した中でまた判断をさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと、すみません、忘れていました。今まで使っていた季の里天栄の直売所、あれは今度はどういうふうに使って、どこが管理するんですか。今回の指定管理の中にあそこも入っているんですか。それはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

旧道の駅につきましては、今後、集会スペースであったり、研修施設、そういったものに



利用したいというようなことを前々からちょっとお話はさせていただいていたかと思うんですが、取りあえず今の道の駅から新しい直売所のほうに引っ越していただいて、また建物も古いものですから、いろいろとメンテナンスも必要になるかとも思われます。その辺については今後定めていきたいなと思います。

もう一つ、今回の指定管理には含まれているのかというようなことですが、今回の指定管理の部分については含まれておりません。

○4番（小山克彦君） 産業課で管理することになるのか。

○産業課長（黒澤伸一君） 一応村のほうでそこまでは管理する形になるかと思えます。

○4番（小山克彦君） 分かりました。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案書の9ページをお開きください。

議案第3号 工事請負契約の一部変更について。

令和4年5月18日議会の議決を受けたてんえいふるさと公園整備事業農林水産物直売施設

新築工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和5年1月26日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「3億8,775万円 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額3,525万円」を「3億9,379万3,400円 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額3,579万9,400円」に改める。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料31ページをお開きください。

令和4年5月18日開催の臨時議会において議決をいただきました、てんえいふるさと公園整備事業農林水産物直売施設新築工事請負契約の一部を変更するものでございます。

こちらの31ページのほうには工事請負の変更仮契約書が載っております。

このたび第2条工事請負代金の額を604万3,400円を新たに増額するものでございます。

次のページをお開きください。

こちらにつきましては変更請負額調書でございます。

次のページにつきましては当該工事箇所ということで、今の現在の直売所の工事の箇所の地図でございます。

次のページをお開きください。

こちらがただいまの生産物直売所の敷地の平面図になってございます。この中のうちの赤で着色している部分が今回の変更箇所ということでございます。

変更の内容といたしましては、まず土工事として現場発生土での埋め戻しを予定しておりましたが、試験の結果、埋め戻し材として適さないとされたため、現場発生土については全量1,092立米を残土処分し、新たに購入土と一部流用土ということで354立米で埋め戻しすることにより変更が生じたものでございます。

また、電気工事に関しては、直売施設前方のカーポートに太陽光発電施設を設置することから、受変電設備のキュービクルを従来のキュービクルから太陽光発電施設対応型のキュービクルに変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今の残土処理の関係ですけれども、これは建物を建てる時に多分土質試験やっていると思うんです。その結果で発注したと思うんですけれども、その兼ね合いがどうなのかなと。

あと、この残土処理の工事費が幾らだったか、あと、電気工事が幾らなのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、埋め戻しのほうなんです、まずこちらの建物を建てる際に、こちらの整地をする際に残土が発生いたしました。そちらに関して、もともと埋め戻しというようなことで設計をしております、ここに戻そうということだったんですが、そこから試験をした結果、埋め戻し材には適しないというようなことでこの土に関しては全部残土処理をさせていただいた。そして、新たに購入土と流用土というようなことで、こちらで埋め戻しに変更させていただきました。

土工事の部分についてはおおむね104万円、それからキュービクルの部分の変更についてが350万ということと、あと諸経費というようなことで今回変更させていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） 最初の設計では、多分これ土質検査しているんだから、現場で掘った土を埋め戻して、あと残ったやつをほかに運搬するというのなら理解できるけれども、何のために土質検査したのかなと疑問に思うんですけども、どうなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

土質調査につきましては、何点かで調査をしております。それによつてのデータを出してきています。この道の駅の農林水産物直売施設の前の防災備蓄倉庫についてはそのまま埋め戻しをしております。場所によつての土質の調査、何点かでの土質の調査をしていたものですから、その中でこの農林水産物直売所の近辺がそういう土だったというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） じゃ、残土処理については理解しましたがけれども、次の電気工事の関係ですが、あそこ日陰なのに太陽光でもって採算取れるのかなというのが疑問に思うんですが、どうなのでしょう。350万もかけて。多分受電施設にやるんでしょうけれども、電柱じゃなくて。どうなのでしょう、その採算性の関係は。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

採算性については、ソーラーカーポートで補助がつくものですから、そのソーラーカーポートの部分の太陽光になってきます。また、午後は内部で冷房なども使っていく中で、今後エネルギーの高騰に伴って太陽光と今後また増設するのを視野に入れて、そのような対応をしていくというようなことをご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） じゃ、そうしますと、今度の道の駅の屋根に太陽パネルを、カーポートですか、できるんですかね、面積それだけ取れるのか、支柱建てて。これから来年出てくるわけですか。そこをちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ソーラーカーポートにつきましては既に9月に補正予算させていただいて設置の予定というようなことでございます。その上につけるソーラーカーポートということでございますが、こちらのほうは上面と照り返しというようなことでソーラーカーポートの、車を停めておくところの屋根、そこを4台分を利用して、それで太陽光発電にしたいというようなことでございます。造設をさせていただいてというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） ある程度理解はできるんですけども、これ思ったのは4台分でそんなに発電できるのかと思って、350万もかけて。何かそれがちょっと疑問に思ったものから聞きました。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第7、議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第4号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,321万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,988万3,000円とする。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和5年1月26日提出、天栄村長、添田勝幸。

12ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。

今回の追加でございますが、事項名は天栄村農林水産物直売施設管理業務委託でございます。期間は令和5年度から令和7年度まで、限度額は2,970万円でございます。

債務負担行為補正につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入でございます。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額216万6,000円の増。国の令和4年度第2次補正予算におきまして、地方自治体が妊娠期から出産、子育てまで一貫して行う伴走型の相談支援と経済支援を一体として実施する事業を支援する出産・子育て応援交付金の創設に伴い、出産・子育て応援交付金を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額2,104万6,000円の増。ふるさと納税のがんばれ天栄応援寄附金の増を見込んでおります。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,000万円の増。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、10目ふるさと納税費、3,154万6,000円の増。ふるさと納税の返礼品の拡充によりさらに寄附額が増額の見込みとなることから、7節報償品等500万円、11節寄附に係る決済等の各種手数料200万円、12節電算業務や受領証明書発行業務等に係るふるさと納税業務委託料350万円、24節がんばれ天栄応援基金積立金1,726万円及びこども未来基金積立金378万6,000円を計上しております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額260万円の増。19節出産応援給付金175万円、子育て応援給付金85万円を計上しております。

なお、出産応援給付金の支給対象者は、令和4年4月1日以降妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童の母親に対して妊婦1人当たり5万円を支給するものです。また、子育て応援給付金の支給対象者は、令和4年4月1日以降出生した子どもを養育する者で、新生児1人当たり5万円を支給するものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額93万4,000円の減。

以上で説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 出産・子育て応援給付金なんですけれども、これは現金なんですか。なんかクーポンで配るところもあるとかと聞いたんですけれども。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

当村におきましては現金で支給を予定しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 妊娠の届出と出産の届出で2回に分けて給付するという形でいいんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

まず、出産応援給付金でございますが、今ほど議員おっしゃるように、妊娠届出を出していただきますが、そのときに私どもの保健師等が面談を行いまして、そのときにアンケート及びこの申請をいただきまして、それをもって給付する予定でございます。

続きまして、子育て応援給付金のほうでございますが、出生届のときではなくて、出生しましてその後子どもの保健師のほうで、今も行っておりますが、こんにちは赤ちゃん事業と申しまして個別にご訪問していろいろ面談をさせていただいております。そのときにアンケート及び申請書を出していただきまして、その後に給付をするというような流れでございます。

○9番（大須賀溪仁君） 現金ですよ。了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和5年1月26日招集の令和5年第1回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和5年第1回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程議案につきまして、原案どおり議決を賜り厚く御礼申し上げます。

間もなく暦の上では立春を迎えますが、気温や天候が大きく変わる時期でもあります。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対

しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 5時36分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 3月31日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 北 畠 正

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村農林水産物直売施設設置条例の制定について	1月26日	原案可決
2号	天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について	1月26日	原案可決
3号	工事請負契約の一部変更について	1月26日	原案可決
4号	令和4年度天栄村一般会計補正予算について	1月26日	原案可決